

平成29年2月議会

予算特別委員会 資料 (第2分科会)

- 1 平成29年度 当初予算(案) P 1

- 2 条例議案 P 8

保健福祉局

予算特別委員会説明資料

[一般会計]

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	区 分	平成29年度 (a)	平成28年度 (b)	比較(c) (a) - (b)	増減率 (c) / (b)
			名 称				
16	1	1	保健福祉費負担金	1,385,599	1,426,128	▲ 40,529	▲2.8%
17	1	2	保健福祉使用料	748,613	773,666	▲ 25,053	▲3.2%
		5	労働使用料(保健福祉局所管分)	57	57	0	0.0%
	2	2	保健福祉手数料	112,716	111,101	1,615	1.5%
18	1	1	保健福祉費国庫負担金	51,972,128	51,073,154	898,974	1.8%
	2	2	保健福祉費国庫補助金	1,282,312	6,201,756	▲ 4,919,444	▲79.3%
	3	2	保健福祉費委託金	267,016	283,293	▲ 16,277	▲5.7%
19	1	1	保健福祉費県負担金	13,756,187	13,537,765	218,422	1.6%
	2	2	保健福祉費県補助金	1,180,833	1,335,245	▲ 154,412	▲11.6%
	3	2	保健福祉費委託金	15,496	11,981	3,515	29.3%
20	1	1	財産貸付収入	136,881	137,855	▲ 974	▲0.7%
		3	基金運用収入	23,821	43,472	▲ 19,651	▲45.2%
		5	特許権等運用収入	3,986	3,200	786	24.6%
21	1	2	保健福祉費寄附金	70,984	74,300	▲ 3,316	▲4.5%
22	1	4	市民太陽光発電所特別会計繰入金	800	0	800	—
	2	10	地域福祉振興基金繰入金	400,000	300,000	100,000	33.3%
24	3	2	保健福祉費貸付金元利収入	79,526	85,604	▲ 6,078	▲7.1%
	4	2	保健福祉費受託事業収入	106	19,963	▲ 19,857	▲99.5%
	6	4	雑入(保健福祉局所管分)	1,126,950	1,135,901	▲ 8,951	▲0.8%
25	1	3	保健福祉債	3,068,000	950,000	2,118,000	222.9%
歳入合計				75,632,011	77,504,441	▲ 1,872,430	▲2.4%

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	区 分	平成29年度 (a)	平成28年度 (b)	比較(c) (a) - (b)	増減率 (c) / (b)	
			名 称					
3	1	1	職員費	8,413,970	8,376,547	37,423	0.4%	
		2	1	社会福祉総務費	15,198,841	14,732,041	466,800	3.2%
			2	障害者福祉費	37,078,144	35,532,949	1,545,195	4.3%
			3	老人福祉費	3,800,399	3,856,687	▲ 56,288	▲1.5%
			4	国民年金事務費	37,197	33,997	3,200	9.4%
			5	老人福祉施設費	335,385	332,999	2,386	0.7%
			6	人権行政推進費	502,974	474,040	28,934	6.1%
			7	社会福祉施設整備事業費	2,593,747	751,294	1,842,453	245.2%
			○	臨時福祉給付金給付費	0	4,880,000	▲ 4,880,000	▲100.0%
	3	1	公衆衛生総務費	226,494	221,742	4,752	2.1%	
		2	結核対策費	379,078	353,389	25,689	7.3%	
		3	予防費	2,822,442	2,697,324	125,118	4.6%	
		4	動物管理費	150,668	159,168	▲ 8,500	▲5.3%	
		5	診療所費	1,117,570	1,124,189	▲ 6,619	▲0.6%	
		6	公害保健対策費	1,276,684	1,331,609	▲ 54,925	▲4.1%	
	4	1	環境衛生費	98,871	100,297	▲ 1,426	▲1.4%	
		2	火葬場費	845,229	908,760	▲ 63,531	▲7.0%	
	5	1	保健所費	1,003,411	945,708	57,703	6.1%	
	6	1	生活保護総務費	548,563	571,439	▲ 22,876	▲4.0%	
		2	扶助費	46,400,000	46,512,000	▲ 112,000	▲0.2%	
	7	1	災害救助費	6,658	6,755	▲ 97	▲1.4%	
	8	1	繰出金	32,588,764	33,208,553	▲ 619,789	▲1.9%	
	3款 保健福祉費 合計				155,425,089	157,111,487	▲ 1,686,398	▲1.1%
6	1	1	労働諸費	130,438	130,003	435	0.3%	
6款 労働費(保健福祉局所管分) 合計				130,438	130,003	435	0.3%	
歳出合計				155,555,527	157,241,490	▲ 1,685,963	▲1.1%	

予算特別委員会説明資料

議案第2号

■ 国民健康保険特別会計（予算説明書P1～P19）

（単位：千円）

（歳出）			（歳入）		
一般被保険者及び共通事務費	1款○総務費	1,806,501	(1,802,827)		
			3,674		
	2款 保険給付費 [退職被保険者分を除く]	77,885,750	(81,265,450)		
			▲ 3,379,700		
	5款 老人保健拠出金	260	(408)		
			▲ 148		
	3款○後期高齢者支援金[事務費] 4款○前期高齢者納付金 7款○共同事業拠出金 8款○保健事業費 9款○諸支出金[退職被保険者分を除く]	33,870,878	(32,388,088)		
			1,482,790		
	10款○予備費	350,000	(350,000)		
			0		
小 計	113,913,389	(115,806,773)			
		▲ 1,893,384			
全被保険者	3款 後期高齢者支援金[事務費を除く]	12,254,938	(12,565,479)		
			▲ 310,541		
2号被保険者	6款 介護納付金	4,343,553	(4,304,778)		
			38,775		
退職被保険者	2款1項 保険給付費 6目 退職被保険者等療養給付費 7目 退職被保険者等療養費 8目 退職被保険者等高額療養費 9目 退職被保険者等高額介護合算療養費 10目 退職者移送費	1,510,110	(2,174,960)		
			▲ 664,850		
	9款 諸支出金 1項2目 退職被保険者等保険料還付金 1項4目 退職被保険者等還付加算金	2,010	(3,010)		
			▲ 1,000		
	小 計	1,512,120	(2,177,970)		
		▲ 665,850			
歳出総計	132,024,000	(134,855,000)			
		▲ 2,831,000			
			（歳入）		
			1款1項1目 国民健康保険料	11,670,979	(12,126,899)
					▲ 455,920
			2款 使用料及び手数料 4款 療養給付費交付金 6款 県支出金 7款 共同事業交付金 9款 繰越金 10款 諸収入[退職被保険者分を除く]	38,061,307	(37,770,356)
					290,951
			3款 国庫支出金	21,314,663	(23,392,746)
					▲ 2,078,083
			5款 前期高齢者交付金	31,056,519	(28,907,920)
					2,148,599
			8款 繰入金	11,809,921	(13,608,852)
					▲ 1,798,931
			小 計	113,913,389	(115,806,773)
					▲ 1,893,384
			1款1項1目 国民健康保険料		
			1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料		
			3款 国庫支出金 6款 県支出金 8款 繰入金	12,254,938	(12,565,479)
					▲ 310,541
			1款1項1目 国民健康保険料 1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料 3款 国庫支出金 4款 療養給付費交付金 6款 県支出金 8款 繰入金	4,343,553	(4,304,778)
					38,775
			1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険料	182,856	(409,328)
					▲ 226,472
			4款 療養給付費交付金	1,324,174	(1,763,552)
					▲ 439,378
			10款 諸収入 1項2目 退職被保険者等延滞金 2項3目 退職被保険者等第三者納付金 2項5目 退職被保険者等返納金	5,090	(5,090)
					0
			小 計	1,512,120	(2,177,970)
					▲ 665,850
			歳入総計	132,024,000	(134,855,000)
					▲ 2,831,000

*（ ）は、平成28年度当初予算額で、下段は、平成29年度の対前年度増減額

*○は各被保険者に共通する経費(360億2,738万円)

予算特別委員会説明資料

議案第3号

(単位：千円)

■ 食肉センター特別会計 (予算説明書P21~P26)

(歳出)			(歳入)		
1 款 1 項 食肉センター費	274,027	(330,311) ▲ 56,284	1 款 使用料及び手数料	83,541	(94,869) ▲ 11,328
2 項 繰 出 金	32,773	(34,489) ▲ 1,716	2 款 繰入金	180,167	(180,839) ▲ 672
2 款 予 備 費	200	(200) 0	3 款 繰越金	8,000	(10,000) ▲ 2,000
			4 款 諸収入	35,292	(35,292) 0
			○ 市 債	0	(44,000) ▲ 44,000
歳出総計	307,000	(365,000) ▲ 58,000	歳入総計	307,000	(365,000) ▲ 58,000

* () は、平成28年度当初予算額で、下段は、平成29年度の対前年度増減額

予算特別委員会説明資料

議案第 17号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 135～P 155 ）

（単位：千円）

（歳出）

（歳入）

給 付 費 等	2款 保険給付費		
	1項1目 介護サービス等給付費	90,335,742	(86,805,908) 3,529,834
	1項2目 審査支払手数料	70,256	(69,992) 264
	4款 財政安定化基金拠出金	10	(10) 0
	5款 基金積立金		
	1項1目 介護給付準備基金積立金	5,660	(7,793) ▲ 2,133
	6款 諸支出金		
	1項1目 第1号被保険者保険料償還金及び選付加算金	30,790	(30,790) 0
	小 計	90,442,458	(86,914,493) 3,527,965

第 1 号 保 険 料	1款 介護保険料	16,502,443	(16,704,621) ▲ 202,178
	11款 市債	10	(10) 0
第 2 号 保 険 料	4款 支払基金交付金		
	1項1目 介護給付費交付金	25,313,680	(24,325,252) 988,428
国 の 負 担	3款 国庫支出金		
	1項1目 介護給付費負担金	16,375,948	(15,775,705) 600,243
県 の 負 担	2項1目 調整交付金	5,966,796	(5,733,809) 232,987
	5款 県支出金		
市 の 負 担	1項1目 介護給付費県負担金	13,006,001	(12,458,961) 547,040
	8款 繰入金		
そ の 他	1項1目 介護給付費繰入金	10,982,916	(10,188,947) 793,969
	9款 繰越金		
財 産 収 入	1項1目 繰越金	317,834	(670,542) ▲ 352,708
	6款 財産収入		
そ の 他	1項1目 基金運用収入	5,660	(7,793) ▲ 2,133
	8款 繰入金		
小 計	1項4目 低所得者保険料軽減繰入金	254,573	(251,951) 2,622
	2項1目 介護給付準備基金繰入金	1,716,597	(796,902) 919,695
小 計	90,442,458	(86,914,493) 3,527,965	

※（ ）内は、平成28年度当初予算額で、下段は、平成29年度の対前年度増減額

予算特別委員会説明資料

議案第 17号

■ 介護保険特別会計（予算説明書 P 135～P 155 ）

（単位：千円）

（歳出）

（歳入）

事務費・職員費等	1款 総務費	2,349,920	(2, 293, 496)	事 務 費 ・ 職 員 費 等	3款 国庫支出金			（歳入）	
	1項1目 一般管理費		56, 424		2項4目 介護保険事業費補助金	11,437	(7, 421)		4, 016
	1項2目 賦課徴収費				8款 繰入金				
	1項3目 研修広報費				1項5目 その他一般会計繰入金	2,173,615	(2, 105, 218)		68, 397
	2項1目 介護認定審査会費				9款 繰越金				
	2項2目 認定調査費				1項1目 繰越金	355,267	(371, 296)		▲ 16, 029
	6款 諸支出金				2款 使用料及び手数料	9,313	(9, 280)		33
	1項2目 償還金	10	(10)		3款 国庫支出金	30	(30)		0
			0		4款 支払基金交付金	20	(20)		0
	7款 予備費	200,000	(200, 000)		5款 県支出金	50	(50)		0
		0	6款 財産収入（基金運用収入除く）	20	(20)	0			
			7款 寄附金	10	(10)	0			
			10款 諸収入	168	(161)	7			
小 計	2,549,930	(2, 493, 506)	小 計	2,549,930	(2, 493, 506)	56, 424			
		56, 424							
介護予防ケアマネジメント事業費	8款 介護予防ケアマネジメント事業費			12款 介護予防ケアマネジメント事業費収入			（歳入）		
	1項1目 介護予防サービス計画費	427,050	(657, 238)	1項1目 介護予防サービス計画費収入	362,441	(523, 332)		▲ 160, 891	
			▲ 230, 188	2項1目 一般会計繰入金	10	(10)		0	
				3項1目 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	64,599	(133, 896)		▲ 69, 297	
小 計	427,050	(657, 238)	小 計	427,050	(657, 238)	▲ 230, 188			
		▲ 230, 188							
歳出総計	98,361,000	(92, 892, 000)	歳入総計	98,361,000	(92, 892, 000)	5, 469, 000			
		5, 469, 000							

※（ ）内は、平成28年度当初予算額で、下段は、平成29年度の対前年度増減額

予算特別委員会説明資料

議案第21号

■ 後期高齢者医療特別会計（予算説明書P171～P179）

（単位：千円）

(歳出)			(歳入)		
事務費・諸支出金	1款 総務費	493,323	(501,927)	2款 使用料及び手数料	
	1項1目 一般管理費		▲ 8,604		100 (100)
	2項1目 徴收費				0
	3款 諸支出金	19,650	(20,984)	3款 繰入金	
	1項1目 保険料還付金		▲ 1,334	1項2目 事務費繰入金	492,909 (501,495)
	1項2目 還付加算金			▲ 8,586	
			4款 繰越金	19,409 (20,824)	▲ 1,415
			5款 諸収入	555 (492)	
			1項2目 過料		63
			2項1目 保険料還付金		
			2項2目 還付加算金		
			3項1目 滞納処分費		
			3項2目 雑入		
	小計	512,973	(522,911)	小計	512,973 (522,911)
			▲ 9,938		▲ 9,938
広域連合納付金	2款 後期高齢者医療広域連合納付金			1款 後期高齢者医療保険料	
		15,308,027	(14,422,089)		11,425,797 (10,665,322)
			885,938		760,475
				3款 繰入金	3,367,254 (3,197,087)
				1項1目 保険基盤安定繰入金	
			1項2目 事務費繰入金		
			4款 繰越金	514,966 (559,670)	▲ 44,704
			5款 諸収入	10 (10)	
			1項1目 延滞金		0
	小計	15,308,027	(14,422,089)	小計	15,308,027 (14,422,089)
			885,938		885,938
予備費	4款 予備費	50,000	(50,000)	3款 繰入金	50,000 (50,000)
			0	1項2目 事務費繰入金	
歳出総計	15,871,000	(14,995,000)	876,000	歳入総計	15,871,000 (14,995,000)
			876,000		876,000

* () は、平成28年度当初予算額で、下段は、平成29年度の対前年度増減額

【議案第36号】北九州市環境科学研究所手数料条例及び北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 改正理由

本市における「健康危機管理」の更なる充実・強化を図るため、平成29年4月1日付けの組織改正により、環境局の「環境科学研究所」及び保健福祉局の検査機能等を再編し、感染症・食品衛生・環境衛生等の市民の健康危機管理に関する部門の総合的な調査・研究拠点として、保健福祉局に「保健環境研究所」を設置することから、関係条例を改めるもの。

2 改正内容

(1) 北九州市環境科学研究所手数料条例

「北九州市環境科学研究所手数料条例」を「北九州市保健環境研究所手数料条例」に改め、条文中の施設名称を改める。

(2) 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例

① 条文中の施設名称「環境科学研究所」を「保健環境研究所」に改める。

② 感染症予防等業務手当の支給範囲について、これまで保健所の一部であった食品衛生検査所（検査部門）を、北九州市保健環境研究所に統合するため、「保健環境研究所に勤務する職員の手当」と「食品衛生検査所に勤務する職員の手当」が重複しないように、条例の文言を整理するもの。なお、特殊勤務手当の額には変更なし。

【改正後】1 感染症予防等業務手当

支給範囲	手当額
(2) 保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師並びに食品衛生検査所に勤務する一般技術員が、細菌、寄生虫卵等の検査に従事したときに支給する。	臨床検査技師及び衛生検査技師 従事した1日につき 330 円 一般技術員 従事した1日につき 190 円
(3) <u>保健環境研究所に勤務する一般技術員（食品衛生検査所に勤務する一般技術員を除く。）</u> が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究に従事したときに支給する。	従事した1日につき 340 円

3 施行期日

平成29年4月1日

1 改正理由

国民健康保険制度における保険料の所得割額の算定基準及び保険料の応益割額の低所得者軽減基準に係る所得は、地方税法に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額を用いている。

今般、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）による金融・証券税制の見直し及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）による新たな分離課税区分の創設に伴い、他の所得と区分して計算される所得として列記されている所得に係る規定の整備が必要となり、国民健康保険法施行令において所要の改正が行われた。

これを受けて、北九州市国民健康保険条例（以下、「条例」）の一部を改正するもの。

2 改正内容

（1）上場株式等に係る配当所得等に係る規定の整備

他の所得と区分して計算される所得の金額のうち、地方税法附則第33条の2第5項に規定する「上場株式等に係る配当所得の金額」を算定の基礎としている部分について、改正後地方税法附則第33条の2第5項に規定する「上場株式等に係る配当所得等の金額」を算定の基礎とすることに改める。

（2）一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る規定の整備

他の所得と区分して計算される所得の金額のうち、地方税法附則第35条の2第6項に規定する「株式等に係る譲渡所得等の金額」を算定の基礎としている部分について、改正後地方税法附則第35条の2第5項に規定する「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び改正後地方税法附則第35条の2の2第5項に規定する「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を算定の基礎とすることに改める。

（3）新たな申告分離課税の区分の創設に係る規定の整備

他の所得と区分して計算される所得の金額に、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する「特例適用利子等の額」及び同条第4項に規定する「特例適用配当等の額」を加える。

3 施行期日

公布の日から施行

1 改正理由

平成29年度税制改正大綱が平成28年12月22日に閣議決定され、国民健康保険税の軽減判定所得基準額の見直しについて、経済動向などを考慮し引き上げることが盛り込まれており、国民健康保険法施行令において所要の改正が行われた。

これを受けて、北九州市国民健康保険条例（以下、「条例」）の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 軽減判定所得基準の緩和（条例第20条関係）

現行の軽減制度のうち、5割軽減の前年所得基準を「33万円＋（26万5,000円×加入者数）以下」から「33万円＋（27万円×加入者数）以下」に、2割軽減の前年所得基準を「33万円＋（48万円×加入者数）以下」から「33万円＋（49万円×加入者数）以下」に改める。

3 施行期日

平成29年4月1日